平成２１年（フ）第６７５号
岡山市南区妹尾592番地１
債務者　長石裕紀子（旧姓港元）
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４５１号
栃木県那須烏山市曲田98番地、前住所栃木県芳賀郡芳賀町大字八ツ木21番地11
債務者　久郷裕美子
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１４号
熊本県八代市古閑中町1399番地１―19
債務者　谷口エミ子
１　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月11日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第１７４号
秋田県横手市十文字町腕越字上捨82番地　上捨住宅９－３号
債務者　吉田　賢悦
１　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月17日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第８０８号
東京都東村山市栄町２丁目５番地10クレール久米川307
債務者　長島　正雄
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月11日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９６２号
東京都小平市仲町527番地の１フレマリールB103号
債務者　羽龍マリーサルバシオンこと　HARYU MERLE SALVACION APUHIN
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月11日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９８２号
東京都立川市上砂町５丁目61番地の16
債務者　宇陀　光子
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２９２号
広島県福山市東深津町４丁目７番３―302号、旧住所広島県福山市南蔵王町３丁目２番37号
債務者　土屋　秀美
１　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月10日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３１７号
広島県府中市府中町822番地
債務者　津留　和代
１　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３２９号
広島県福山市大門町３丁目18番11号
債務者　桑田　賢司
１　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月10日午後１時20分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３２７号
広島県福山市奈良津町２丁目４番10号
債務者　山内　逸子
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月10日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１８６号
沖縄県中頭郡北谷町字美浜14番地１　県営美浜高層住宅１―309
債務者　知念　和哉
１　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１６６号
北海道河東郡士幌町字士幌228番地
債務者　妹尾　啓雄
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１７３号
北海道帯広市南町東５条８丁目29番地　司ハイツ202
債務者　十川　明史
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１８３号
北海道帯広市東11条南11丁目１番地
債務者　石井　貢一
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１８９号
北海道帯広市西11条南25丁目13番地　コーポE102
債務者　宮下　真人
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係